

青森県報

第二千八百二十九号

平成十九年
九月七日
(金曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同) …… 一
要保護児童対策地域協議会の設置の一部改正……………	(こどもみらい課) …… 二
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課) …… 二
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………	(同) …… 二
障害福祉サービス事業者の指定……………	(同) …… 二
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 二
基本測量の実施……………	(監理課) …… 四
公共測量の実施……………	(同) …… 四
公 告	
県営土地改良事業計画の決定……………	(農村整備課) …… 四
開発行為に関する工事の完了……………	(建築住宅課) …… 四
建設業者の許可の取消し……………	(東青地域) …… 五
右 ……	(三八地域) …… 五
右 ……	(県民局) …… 五
右 ……	(西北地域) …… 五
右 ……	(県民局) …… 五

人事委員会

人事委員会規則七 三三三(失業者の退職手当)の一部を改正する規則……………(職員課) …… 六

告 示

青森県告示第六百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 サカエ薬局紺屋町 パステル薬局 やち歯科クリニック	所在地又は住所 弘前市大字紺屋町二七の一 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田五の三 八戸市諏訪三丁目一の二一	廃止年月日 平成一九・七・四 一九・七・三 一九・八・三
---	---	---------------------------------------

青森県告示第六百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 つつみの薬局 アルト調剤薬局富港店	所在地又は住所 八戸市根城一丁目一四の一 つがる市富港町山里の一	指定年月日 平成一九・八・一 "
--------------------------------	--	------------------------

パステル薬局

東津軽郡外ヶ浜町字蟹田五の三

〃

青森県告示第六百四十六号

平成十九年三月三十日青森県告示第二百四十三号（要保護児童対策地域協議会の設置）の一部を次のように改正する。

平成十九年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

三の表中「 青森県子育てメイト連絡協議会 」を削る。

青森県告示第六百四十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成十九年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ささくりニック	八戸市大字田向字間ノ田六四の一	平成一九・九一
みんな野薬局八戸南店	八戸市大字田向字間ノ田六四の一	〃
アップル調剤薬局黒石店	黒石市寿町四七の三	〃
山本薬局	十和田市西二番町一三の二一	〃
しんまち薬局	むつ市新町一〇の二二バピーコーポ五号	〃

青森県告示第六百四十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成十九年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
サカエ薬局紺屋町	弘前市大字紺屋町二七の一	平成一九・九一

青森県告示第六百四十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十九年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所の所在地	指 定 年 月 日
社会福祉法人阿闍羅会	南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字水沢出口一七七の二	共同生活介護	ケアホーム あやめ	平成一九・九一

青森県告示第六百五十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、

青森県告示第六百五十一号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（高密度メッシュ標高データ作成作業）

二 作業期間

平成十九年九月三日から平成二十一年三月三十一日まで

三 作業地域

県内全域

青森県告示第六百五十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

南部町

二 測量の種類

公共測量（空中画像撮影）

三 測量の期間

平成十九年八月十日から平成二十一年三月十日まで

四 測量の地域

南部町

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、大秋地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（農業用排水施設整備）（暗渠排水））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年九月十日から同年十月十日まで

三 縦覧の場所

西目屋村役場

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	五所川原市大字唐笠柳字藤巻六七二の三及び六七二の四
開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	東京都台東区上野七丁目一四の四 大和情報サービス株式会社

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 北栄工業
- 二 代表者の氏名 工藤 美治
- 三 主たる営業所の所在地 青森市筒井二丁目三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一〇〇三四九号
- 五 取消年月日 平成十九年八月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十九年八月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 県南重機リース
- 二 氏名 堀 好行
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字新井田字前田七の八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第一六八七四号
- 五 取消年月日 平成十九年八月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年七月三〇日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社小鹿建設
- 二 代表者の氏名 小鹿 司
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字尾別字浅井七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第九〇六五号
- 五 取消年月日 平成十九年八月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木、建築、とび・土工、石、管、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十九年六月三十日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 木村産業株式会社

- 二 代表者の氏名 木村 公哉
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字横池字矢留崎一四七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一〇九八号
- 五 取消年月日 平成十九年八月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十九年三月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則七 三三三(失業者の退職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月七日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 三三三(失業者の退職手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三三三(失業者の退職手当)の一部を次のように改正する。

第二条(見出しを含む。)中「定める者」を「定めるもの」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭